

## 【エクアドル内政・外交：2011年3月】

### 1. 概要

- 3月 3日 第三回エクアドル・ペルー政治協議調整機構会合
- 4日 臓器移植法発効
- 9日 カマルバンディ・イラン外務副大臣、当国訪問
- 17日 エクアドル国会、東北地方太平洋沖地震に対する連帯表明
- 29日 パティニーニ外務大臣、中東5ヶ国歴訪

### 2. 内政

#### (1) 臓器移植法

4日付け官報第394号(国会承認2月14日)を以て、臓器移植法(Ley Orgánica de Donación y Trasplante de Órganos, Tejidos y Células)が発効となった。法案内容は以下の通り。

**第1条(目的)：**この法律は、人体の臓器(Órganos, Tejidos y Células)提供及び使用に関する制限規則を定めるとともに、移植術(trasplantes)に関する医療厚生の権利を保障することを目的とする。

**第2条(適用対象)：**この法律は、臓器提供及び移植に関わる、全ての国内医療制度に適用される。…(後略)…

**第12条(臓器提供者及び移植者の身元)：**臓器提供者は移植を受ける者(以下、移植者)の身元を知ることが出来ない。同様に、移植者は臓器提供者の身元を知ることが出来ない。なお、生体臓器提供者は右の限りではない。

**第14条(代償の禁止)：**臓器提供による経済的代償(金品)の受領を禁ずる。

**第15条(臓器提供移植制度)：**厚生省理事会は、国家医療制度の一部として臓器提供移植制度を確立する。右制度は厚生省により指定された機関により調整され機能する。

**第16条(臓器提供移植制度の構成)：**臓器提供移植制度に携わる機関・研究所・専門家は厚生省が発行する証明書を所有しなければならない。…(後略)…

**第19条(許可・証明)：**移植術は厚生省が認可する医療機関・病院のみにて実施されなければならない。厚生省が認可する医療機関・病院については詳則に準ずる。…(後略)…

**第25条(臓器提供リスト)：**提供される臓器は臓器提供リスト(Lista de Espera)に基づき割り当てられる。…(中略)…臓器提供リストについては詳則に準ずる。…(後略)…

**第29条(臓器提供者)：**18歳以上のエクアドル人及びエクアドルに居住する外国人は、生前に臓器提供の意思がないことを表明していない者は死亡後、臓器提供者となる。…(後略)…

**第30条(意思表示)：**臓器提供の意思表示は、エクアドル人の場合には国民身分証明書(Cédula de Ciudadanía)に記載される。エクアドルに居住する外国人の場合はその他の文書で構わない。また、臓器提供の意志がない者は如何なる差別も受けない。

**第32条(未成年者の臓器提供容認)：**18歳以下のエクアドル人及びエクアドルに居住する外国人は、両親もしくは親権を有する者が容認した時のみに限り臓器提供を行うことが出来る。

**第34条(生体臓器提供の制限)：**生体からの臓器摘出は移植術の成功の可能性が高い場合にのみ行うことが出来る。

**第39条(未成年者の生体臓器提供に関する禁止要項)：**両親もしくは親権を有する者は18歳以下の子供の生体臓器移植に同意することを禁止する。

**第40条(外国人への生体臓器移植)：**エクアドルに居住していない外国人患者には、臓器提供及び移植術といった外科手術を施すことは出来ない。

**第73条(臓器売買の制裁)：**民事・刑事処罰とは別に、臓器売買を行った者は法定最低賃金50倍の罰金に処する。生体臓器売買を行った者は法定最低賃金100倍に処する。臓器提供はどのような場合に対して無償で行わなければならない。 ※当館注：2011年の最低賃金は264米ドル

**第75条(旅行者に対する移植術実施の制裁)：**民事・刑事処罰とは別に、旅行者に移植術を行った者は法定最低賃金100倍の罰金に処する。

### **3. 外交**

#### **(1) 対日関係**

17 日、エクアドル国会は東北地方太平洋沖地震に対し我が国への御見舞い、連帯を表明する決議を行った。今井大使は議場において菅総理宛決議をコルデロ国会議長から受け取った。

#### **(2) 対ペルー関係**

3 日、エクアドル外務省では第三回エクアドル・ペルー政治協議調整機構会合が実施された。両国外相は、政治対話強化と治安・防衛協力を増大させる両国の関心事項を明確化した会合に満足の意を表明した。

#### **(3) 対イラン関係**

9 日、カマルバンディ・イラン外務副大臣がエクアドルを訪問し、コルデロ国会議長と会談した。副大臣はエクアドルとの良好な関係を強調した。同日、副大臣はラ米社会科学大学院大学 (FLACSO) でアラブ諸国とリビアの危機に関する講演を行った。

#### **(4) 対中東関係**

29 日、パティーニョ外務大臣はカタール・クウェート・レバノン・シリア・アラブ首長国連邦の中東 5ヶ国歴訪から帰国し成果につき語った。右外遊では、元首 4 名・首相 3 名・外務大臣 3 名・外務副大臣 2 名・財務大臣 5 名など政府高官と政治・通商・観光・教育・科学技術・環境などの分野について会談した。